石川県立学校管理規則　新旧対照表

改正案

（連携型中高一貫教育のための教育課程）

第六条の二　次の表の上欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）においては、同表の下欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。

連携型高等学校名	連携型中学校名
石川県立富来高等学校	志賀町立富来中学校
石川県立門前高等学校	門前町立門前中学校

２　前項の場合において、連携型高等学校は、教育課程を編成しようとするときには、あらかじめ連携型中学校と協議するものとする。

現行

（連携型中高一貫教育のための教育課程）

第六条の二　次の表の上欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）においては、同表の下欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。

連携型高等学校名	連携型中学校名
石川県立富来高等学校	富来町立富来中学校
石川県立門前高等学校	門前町立門前中学校

２　前項の場合において、連携型高等学校は、教育課程を編成しようとするときには、あらかじめ連携型中学校と協議するものとする。